

学校教育における「家族」の意味作用

—レヴィナス思想における「家族」・「死者」・「意味」からの示唆—

Signification of the Family in School

— The Implication of “family”, “the dead”, and “sense” in Levinas’s Thought —

福 若 眞 人

Masato FUKUWAKA

目 次

はじめに

1. 「家族」や「血縁」に求められるもの
2. レヴィナス思想における「家族」の意味
3. 「家族」が「死者」を埋葬することの意味
4. 他者との関わりにおける「意味」の反転
5. 他者との関わりとしての「意味作用」
6. 「意味作用」としての「家族」の語り直し

おわりに

はじめに

学校教育において「家族」という概念、あるいはその価値観や家族規範が、子どもの学習に影響を与える状況が存在する。例えば、「特別の教科 道徳」などの授業のなかで「家族」を取り扱う主題では、指導書において「家庭との連携を図っておくこと」や「指導に当たっては十分な配慮」が必要であるという指摘が散見される（ただし、「十分な配慮」の内実については、明らかにされていない）。そのような指摘が入るのは、「特別の教科 道徳」の教科書などに描かれる家族像が、「標準家族（標準世帯）」を多く採用しているためである¹。

このような留保が必要となるのは、学校にいる児童生徒だけでなく、教職員も含めた構成員のなかで、少なくない者に「非標準的な家庭経験」がある点、すなわち多様な家族のあり方を生きている点に、教材やカリキュラムが十分に対応しきれていない状況があるということの意味している。学校や社会のなかで（必ずしも明示しているわけではなかったとしても）「標準である」と想定される家族規範は、さまざまな子どもの生きづらさを生み出している。

実際に、日本における小学生の自死の原因や動機において、「親子関係の不和」および「家族からのしつけ・叱責」が上位に位置づいている（文部科

学省 2021）という実情があるなかで、「家族愛」や「いのちの尊さ」を扱うような単元を実施することは、こうした子どもを孤立させ、周囲に相談させづらくすることになりかねず、本来、自殺予防対策として推進したい援助希求能力の涵養の妨げとなってしまうという批判もある（松本 2014）。

にもかかわらず、義務教育段階における普通教育の目標（学校教育法第21条）や、「特別の教科 道徳」における内容項目、家庭科などの教科内容において、「家族と家庭の役割」についての知識や技能を養うことが明文化されており、学校教育で「家族」が焦点化される状況を回避することは困難である。さらに、新自由主義の政策下にあっては、さまざまな社会的・政治的問題が家族問題に矮小化され、家庭責任が強調され、地域住民を動員して、国家や自治体が家庭教育の内容に介入するという方向性も模索されている²。これでは「家族」を扱う学習によって、子どもの生きづらさはますます生み出されてしまうことになるだろう。

こうした状況があるなかで、それでもなお「家族」について学校教育で取り扱う場合、「十分な配慮」をおこなうとは一体何を意味するのだろうか。本稿ではその問いに、大人や教師が「家族」という言葉を扱うことが何を意味するのかという「意味作用」（signification）の観点から迫ろうとする。その際、

「意味作用」も含めた「家族」や「死者」をめぐる議論を、レヴィナス (Emmanuel Lévinas 1906-1995) の思想から援用する。それにより、「血縁」とは別様の「家族」の捉え方や、「家族」という語 (記号) の言述が担う役割について検討する。

以下では、具体的に次のような手順で論を進めることにする。まず、現在の家族像や家族規範、親子の血縁関係をめぐる議論を参照しながら、「家族」や「血縁」といった概念に何が求められているのかという点について検討する (第1節)。次に、レヴィナスの思想における「家族」論の特徴と、それに関連する「死者」との関係性を扱った晩年の講義録の要点を整理する (第2節・第3節)。そして、「死者」との関わりに表れる「意味」の特徴を確認する (第4節)。これにより、「家族」や「死者」をめぐる議論において、レヴィナスならではの「他者との関わり」のあり方を検討することが必要となる。ゆえに、他者論の方法をめぐる問いとして「意味」についてさらに検討するために、レヴィナスが用いる「意味作用」という語の役割を、先行研究を手がかりに明らかにする (第5節)。そのうえで、「家族」という語の言述に求められる別様の役割について、学校教育における「十分な配慮」という視座から検討することにする (第6節・おわりに)。

1. 「家族」や「血縁」に求められるもの

本節ではまず、「標準」とされる「家族」や「血縁」という概念に、何が求められているのかという点について、家族像や家族規範、血縁関係をめぐる議論などを手がかりに検討をおこなう。

冒頭でもみたように、現在の生活において、「非標準的な家庭経験」があるということは、決して珍しいことではない。この点については、「家族」という集団生活を歴史的に捉えたとき、現在の「標準」とみなされるような「家族における血縁」がそれほど重要視されていなかったことがわかる。

とりわけ、アリエス (Philippe Ariès 1914-1984) によって明らかにされたように、子どもが「小さな大人」と認知されていた中世以前の西洋社会では、現在みられるような「家族意識」の認識はなかった。この点をふまえて久保原大が指摘するように、「現在認識されている「家族」というものは、それほど

古いものではなく、かつ普遍的なものでもない」(久保原 2021: 2) と言える。日本においても同様に、前近代の家族においては、「家」制度が存在したものの、血縁を絶対的な条件とせず、相続者 (家督) の継承を確保することが優先されてきたという経緯がある。

近代以降の社会においては、戸籍にもとづく制度や構造が「家族」を基準として根づいているほか、家族を構成するメンバーに対してお互いの生活を保障する「自助原則」や、お互いの情緒的満足を得たり不満を処理したりする責任を負うという「愛情原則」のような原則が「近代家族」の大枠として伴っていた (志田 2021: 11)。こうした発想には、後述するヘーゲルが「家族」という共同体に求めた倫理的なあり方、すなわち、国家や市民社会とは異なる愛情や、男女の性差を前提として互いを求めあう感情、子どもへの愛情、などといった感情の絆が影響を与えている (岡野 2009; 弓削 2021)³。

そうした社会が構成原理として求める「家族」の結びつきや、子どもへの愛情を含む「血縁」にもとづく親子の紐帯がある一方で、「家族」や「血縁」には何が求められているのだろうか。

この点について志田未来は、家族構造と家族機能の二つの側面から家族の「標準」を取り巻く規範が、子どもの社会生活とどのように関連しているかを検討している。そのなかで「非標準的な家庭経験をもつ生徒」は、自身の家庭経験について保護者とは違った視点を持っていたり、保護者への愛情をめぐるアンビバレントな感情を持っていたりすることが示されている。そのうえで志田は、「非標準的」とされるような家庭経験が他者から正当なものであると「承認」されることの必要性を指摘している (志田 2021: 256)。志田による研究では、ひとり親家庭や機能不全家庭を中心とする子どもの家庭状況を対象として、学校内における「家族をめぐる承認」の困難さが描き出されているが、そこには「家族の機能に対する規範の強さ」が大きな影響を与えていることがわかる。

また久保原は、親子関係を血縁 (意識) から捉えることで、虐待などを含む家族の問題と血縁との関連性がみられたほか、血縁がアイデンティティと密接に接続されていることを明らかにしている。多くの人びとの血縁意識は、親子関係における血縁が

当たり前であることなどから潜在化されてしまうことで、自身の血縁意識に自覚的ではないという点が明らかにされている。そうした状況のなかで久保原は、ステップファミリーやシングルペアレントの新たな交際における非血縁親子関係においては、「血縁がある／ない」ことが混在することがさまざまな困難の要因となっていることを示唆している(久保原 2021: 239)。

こうした「家族」や「血縁」をめぐる概念の探究は、上野千鶴子が指摘する「何を家族と呼ぶか？」という問いの探究に通ずるものである。そうした探究を通じて、「家族」という概念に当事者が託した価値や規範意識が明らかとなる。そして、当事者が「家族(のようなもの)⁴」と語る背後にあるのは、「自らをこの世に運命的につなぐ関係への希求や、ほんとうに信頼できる親密圏への要求」(上野 2009: 6)のようなものであるということが、志田による「承認」をめぐる議論や、久保原による「アイデンティティ」の形成に血縁が影響を与えるという議論からもみてとることができる⁵。

2. レヴィナス思想における「家族」の意味

前節では、家族意識の認識や、家族構造や家族機能に表れる家族規範、そして血縁意識の捉えられ方などについて概観し、「標準」とされる「家族」や「血縁」という概念に、何が求められているのかを検討してきた。それらに共通してみられたのは、家庭の経験が正当なものであるということを他者から得る「承認」であったり、自らの「アイデンティティ」の形成に影響を与えるといったりという、自己のあり方に関わる要素であった。

この点について以下では、レヴィナスの思想を手がかりとしながら、さらに別の角度から検討を進めることにする。特に、近代以降の社会の「家族」観に影響を与えたヘーゲルの論は、レヴィナスの思想における「家族」論や、次節にみる「死者」との関わりにも関連する。本節ではまず、レヴィナスの「家族」をめぐる語彙群が、自己のあり方とどのように関連しているのかを確認する。

レヴィナスの「家族」をめぐる語彙、例えばレヴィナス特有の概念である「多産性／繁殖性」(fécondité)をはじめ、「女性的なもの」「父」「父

性」「息子」といった用語は、レヴィナスの前期思想から中期思想を中心に用いられている⁶。とりわけ、石山(2014)や渡名喜(2021)が目にするように、『全体性と無限』(1961)における「多産性／繁殖性」をめぐる議論は、ヘーゲルの哲学にみられるような全体性の思想への批判の一部を成している。

『全体性と無限』の結論部では、ヘーゲル的な全体性との対立に、「多産性／繁殖性」と「政治」、「家族」と「国家」の対置に関わる指摘が存在する。そのなかでレヴィナスは、「家族という驚異」という表現を用いながら、次のように述べている。

自我が多産性という無限の時間のうちでみずからの主観的な道徳性を位置づけながら、このように真理のまえに立つという状況——それは、エロティスムの瞬間と、父性という無限なものがむすびなおされる状況である——は、家族という驚異のなかで具体的なかたちをとることになる。家族とは、動物的なありかたがただたんに理性的に秩序づけられた結果ではないし、家族によってしづけられるのは、国家という匿名的な普遍性に向かうたんなる一段階というわけでもない。たとえ国家が家族にその枠組みを与えるものであったとしても、家族は国家の外部に定められる。(TI 283/下272)

この箇所ではレヴィナスは、「多産性／繁殖性」について、それが「無限の時間」と関わるということ、「家族という驚異」のなかで具体化されるということ、そして、家族が「国家の外部」に定められるという形で「家族」と「国家」が対立するということを示している。この点は、先にみた近代以降の家族をめぐる文脈に関わるヘーゲルの共同体の捉え方とも重なる。加えて渡名喜は、ここでの「国家」と「家族」の対立が、「無限の時間」という見地、すなわち「死を超えた」時間のあり方、あるいは「死に対する勝利」という点をめぐって対置されていると指摘する(渡名喜 2021: 433)。

「多産性／繁殖性」に関する議論は、「実存することの「超越」という自己のあり方に通ずる問題として論じられており、レヴィナスは自己の「死」の超える方途を家族的な次元にみいだそうとした。ただし、ここで言う「家族的な次元」とは、「私はじ

ぶんの息子をもつのではなく、私が私の息子なのである」(TI 254/下213)という奇妙な表現が物語っているように、「血縁」にもとづく共同体を指し示すものではない⁷。『全体性と無限』や他の対談などでも繰り返し述べているように、レヴィナスは「多産性／繁殖性」を生物学的な次元に還元することなく、むしろその限定を超える構造として捉えようとしていたのである。

3. 「家族」が「死者」を埋葬することの意味

第2節では、レヴィナスの思想における「家族」に関連する語彙として、特に「多産性／繁殖性」という概念に着目しながら、「家族」と自己のあり方の関わりについてみてきた。レヴィナスの「家族」や生殖に関する記述は、生物学的な次元に限定されるものではなく、「血縁」にもとづくような家族の次元を抜くわけでもなかった。そうした記述に通底するのは、自己の「死」を超える別様の方途の探究であり、『全体性と無限』においては、「多産性／繁殖性」を通じた「無限の時間」という時間のあり方がみいだされていた。

ところで、レヴィナスの著作のなかで、「家族」(famille) という語彙そのものが最も頻出するのは、晩年の講義録である「死と時間」(『神・死・時間』)においてである⁸。特に、死および死者に関する論点として、ヘーゲルの『精神現象学』の読解をおこなう場面に集中しており、「死者」と「生き残り」の関わりという前節とは異なる視点から、「家族」について言及されている。本節では、この講義の内容を確認しながら、「死者」と「家族」との関わりについて検討をおこなうことにする⁹。

死とそれに関連する虚無の問題について、講義「死と時間」においてレヴィナスは、ヘーゲルの『大論理学』ならびに『精神現象学』の読解を通じて探究をおこなっている。ここでも、「国家」と「家族」の違いについて言及されており、レヴィナスはそれらに伴う道徳性や倫理の違いとして、ヘーゲルが「死者の埋葬」を家族固有の倫理に位置づけていることを挙げている(DMT 97/115)。そのうえで、「死者の埋葬」とは、「死者とのひとつの関係であって、死体との関係ではない」(ibid. 98/116)と指摘する。

ここでいう「死者」(le mort) と「死体」(le cadavre) との間には、決定的な違いがある。意識的な存在が物質に委ねられること、すなわち「死体」となることを家族は欲しないという「死者との関係」が、「埋葬」という行為のうちに表れているとレヴィナスは述べる(ibid. 100/118)。ヘーゲルにおいて、人間の究極的な事態として、死によって普遍的な個別性へと高められることが想定されているが、現実には人は空虚な個別性へと貶められることになる。その空しい個別性は、理性を欠いた低次の個性性や抽象的な質料のふるう力に晒された状態となる¹⁰。そうした個人への辱めを「匿名の解体」として受けるという不名誉に対し、葬儀や埋葬という行為によって名誉を与えるという図式を、レヴィナスは死者と生者(家族)の関係としてみてとろうとしていた。

そして、「埋葬」を通じて生者(家族)は死者を「生きた思い出」に変えるとされる。言い換えると、埋葬という行為には、「死者を介して生者が死と結ぶ格別な関係」という例外的な関係が含まれているのである(ibid. 101/119)。そのうえでレヴィナスは、この例外的な関係によって、死が虚無や謎ではなく「思考されるもの」、すなわち「知解可能なもの」となる点をヘーゲルの論から導き出している。

以上のように、「死と時間」では、埋葬という行為を通じた「死者」と「家族」の関係が描きだされていた。ここでの「家族」には、空しい個別性と化した故人を、低次の個性性や抽象的な質料から辱めを受けることから庇護するという役割がみいだされている。同時に死者を「生きた思い出」によって規定するという役割を担っている。しかし、埋葬や葬儀という行為は、死者の個性性を、大地という「元基的な個性性」、存在の基底へと回帰してしまうことを意味しているとレヴィナスは指摘する(ibid. 105/123)。それは、「他者の死」の他者性を「知解(了解)可能なもの」にすることを意味しているのである。

4. 他者との関わりにおける「意味」の反転

ヘーゲルの論において、埋葬や葬儀は、故人を庇護し、「生きた思い出」によって死者として規定するという家族固有の倫理として捉えられていた。だ

が、レヴィナスによればそれは、「元基的な個性」への回帰であり、「他者の死」の他者性を「知解可能なもの」にすることを意味していた。

ここでいう「元基 (élément)」とは、『全体性と無限』における「享受 (jouissance)」と関わるものであり、ヘーゲルにおいては「大地」が「元基」に該当していた。『全体性と無限』でレヴィナスは、享受されるとき、事物は元基的な質へと回帰すると指摘する (TI 107/上265)。つまり「元基」は享受の対象として同化されるものであることを意味する。言い換えれば、家族は埋葬という関りを通じて、故人の死を享受する対象として同化していることになるのである。

だが、レヴィナスは「いかなる死も殺人であり、時機尚早である」(DMT 85/100) と、死の不条理さを指摘する。同様にレヴィナスは、「無用の苦しみ」(1982) において、「苦しみは生と存在の行き止まりであり、生と存在の不条理である」(EN 101/130) と苦しみの不条理さを指摘し、その苦しみと関わる苦痛について「苦痛における否、それは無意味に至るほど否定的なものである」(ibid. 101/130、傍点は原著イタリック) と述べている。

苦痛や苦しみにおける「意味の持ちえなさ」としての「無意味」は、不条理を被る本人にとっては「無意味」であり続ける¹¹。この点についてレヴィナスは、「他の人間の無用な苦しみに対して感じる苦しみ、他者を襲う理不尽な苦しみに対して感じる私の正当な苦しみは、苦しみに対して対人関係に関する倫理的な展望を開く」(ibid. 103/132) と指摘する。つまり、他者のための (pour l'autre¹²) 苦しみである場合にのみ意味をもつという、意味産出の可能性が開かれるのである。

村上靖彦はこの点について、「無意味が無意味にとどまりつつも意味に反転するというロジック」(村上 2012: 32) を、後期思想においてレヴィナスが〈倫理〉と呼んだものであると指摘する。さらに、このロジックの発想は、前期思想において登場する「ある」(il y a) という非人称の経験において、「死体」を前にした恐怖に対する応答として捉えられている。そこで捉えられる死体を前にした恐怖とは、他者とのあらゆる関わり (コンタクト) の可能性が破壊されることを意味しているのである¹³。

以上の点から、ヘーゲルにおける死者の「埋葬

や葬儀とは異なる家族固有の倫理として捉えられるレヴィナスの〈倫理〉を、次のように整理することができるだろう。すなわち、死者との関わりにおいて、故人とのあらゆる関わりの可能性が破壊されるという事態を「死体を前にした恐怖」として捉えるとともに、故人の死の不条理さに伴い続ける「無意味 (意味の持ちえなさ)」とその苦しみに対して、故人という「他者のために (他者の代わりに)」苦しむという「他者との関わり」をとることで、無意味が意味に反転する可能性を、レヴィナスは〈倫理〉として捉えようとしたのである。

5. 他者との関わりとしての「意味作用」

第3節と第4節を通じて、レヴィナスが用いる「死者」と「家族」との関わりをめぐる、ヘーゲル的な「埋葬」ではなく、死者の不条理さを故人のために (故人に代わって) 苦しむという関わりによって、不条理としての無意味が意味へと反転する可能性をみてきた。言い換えれば、「無意味から意味への反転」には、他者との関わりが不可欠であるということが明らかとなった。

次節で詳しくみていくように、学校教育において「家族」という語を言述するうえでも、「他者との関わり」に根差した「家族」の語りが求められるという仮説が立つ。それにゆえに、「他者」としての「家族」を論じるためにふさわしい方法とは何か、というレヴィナスの他者論における「方法面の問い」¹⁴ について立ち止まって検討しておく必要がある。

その手がかりとして本節では、レヴィナスが用いる「意味作用」(signification) という概念に着目する。「意味作用」については、次節で取り上げるビースタ (Gert J. J. Biesta 1957-) の論でも援用されているが、本節では「意味作用」と他性との関係を詳述した重松健人の先行研究を手がかりに、「意味作用」の役割について確認していくことにする。

レヴィナスは、『全体性と無限』を出版後の1964年に「意味作用と意味」(La signification et le sens、邦訳は「意義と意味」) と題された論文を発表する。この論文も含め、レヴィナスは「意味作用」や「意味」といった語を複数の著作で用いている。ただ、「signification」の訳には、複数の言葉が当てられている。例えば、本稿で用いる「意味作

用」のほかに、「意義」や「指意作用」といった訳語があてられる場合がある¹⁵。重松が指摘するように、このことは単なる訳語の選定の問題ではない。訳語の内実を通して“signification”という概念が、レヴィナスの思想とどのように関わっているのかという点を考えるうえで、訳語の選定に立ち止って検討することが重要なのである。

さて、「意味作用と意味」のなかで、レヴィナスは次のように論じている。

一方の、文化的な多元性における意味作用と、他方の、存在の方向づけと統一性であり、思考の他の歩みのすべてと存在の歴史的な生のすべてとがそこに位置づけられるようになる始原的な出来事であるような、意味 (sens) とを区別しなければならないのではないか。(HAH 51/58)

この問いは、諸文化で用いられる言語に関する意味作用について考えるなかで提起されているのであるが、重要なのは「意味」と「意味作用」には違いがあることをめぐる問いであるという点である。

ここでの「意味」については、「方向づける」という役割を担っており、フランス語の語義とも一致している¹⁶。これに対し、“signification”は「文化的な多元性」という役割を担っている点に留まっている。“signification”の役割としてレヴィナスは、『全体性と無限』において次のように述べている。

対象が対象であることとその意味作用は、ことば (langage) に由来する。提供される主題として対象を定立するこのしかたは、意味する (signifier) ということがらを含んでいる。(TI 69/上184)

ここでは、名詞化される以前の“signifier”との関連が示されている。重松はレヴィナスにおいて“signifier”は「話し手が聴き手に記号を差し出す動詞的出来事であって、その名詞化されたものがsignification]であると指摘する(重松 2010:33)。そして、「ことばの本質とは〈他者〉(Autrui)との関係である」(TI 182/下60)ように、「意味作用」は、話し手から聴き手に差し出される「他者との関係」としてのことばに由来しているのである。

以上の点をふまえて、重松は「意味作用」に

「significant すなわち「記号提示する者」がある記号を他者へと向けて提示し、その記号によって何かを告知知らせようとする作用」をみてとる(重松前掲書:33)。だが、話し手から聴き手に差し出される記号は多様に理解される可能性があるゆえに、“signification”は「一義的な既成の「意味」でも、また記号提示者の「言いたいこと」でもない」ような「多義性が現出する出来事」であるとも指摘している(重松 同上書:36)。

つまり、レヴィナスの言う「意味作用」には、「他者との関わり」を本質とする話し手から聴き手への記号の提示があり、その提示そのものが多様な意味へと言述し直すことを要求するという役割がみられるのである。

6. 「意味作用」としての「家族」の語り直し

第5節では、レヴィナスが用いる「意味作用」の役割について、類語としての「意味」との違いや、語義による動詞的出来事との関連から確認した。それにより「意味作用」には、「他者との関わり」を本質とする、ことばによる「多義性が現出する出来事」として、記号を提示しつつその記号を言述し直す役割がみられることが明らかとなった。

この言述のし直しについては、重松も指摘する『全体性と無限』の序文において、次のように述べられている。

ことばの本質とは、序言や注釈で述べられた文言を絶えず解体し、語られたこと (le dit) を取り消すことにある。つまり、語られたことは、避けがたく儀礼的なものとなる表現に満足してしまうものなのであるけれども、それではよく理解されないままにとどまってしまうことがらを、儀礼ぬきに語りなおし続けることに、ことばの本質はある。(TI xviii/上34)

ここでいう「語られたこと」(le dit) は、『存在するとは別の仕方、あるいは存在の彼方へ』(1974) (以下『存在の彼方へ』と略記) を含む後期思想においても取り上げられるものであり、「語り直す」という文脈としては次のような記述がある。

存在するとは別の仕方では語ること (dire) のうちで言表されるが、語ることはすぐさま語られたことと化すから、存在するとは別の仕方では語られたことから引き剥がすためには、存在するとは別の仕方では語ることは、語られると共に語り直され (se dédire) なければならない。(AE8/31、傍点は原著イタリック)

このように「語られたこと」(あるいは提示された記号)を「言述し直す」こと、すなわち「語り直す」ことは、「意味作用」としての「他者との関わり」において、不可欠なものとなる。レヴィナスにおいて「意味」には、前節でみた「意味作用と意味」の引用にあるとおり、「存在の方向づけと統一性」のはたらきや、「思考の他の歩みのすべてと存在の歴史的な生のすべてとがそこに位置づけられるようになる始原的な出来事」としての側面がみられる¹⁷。

例えば、これを本稿で検討する学校教育における「家族」という語の言述をめぐる問題に結びつけてみるならば、「家族」に関する学びが、レヴィナスの言う「意味」を学習者に提供することにならないように留意する必要があるのではないだろうか。

すなわち、学習者の生き方に「家族」を構成(形成)するという方向づけをおこなうことや、「家族」という概念に「思考の他の歩みのすべてと存在の歴史的な生のすべてとがそこに位置づけられるようになる始原的な出来事」のような性格を付与することを、教育としておこなうことは適切ではない。そうではなく、「意味作用」として「他者との関わり」を位置づけなおすとともに、そこに「多義性が現出する」ような出来事として、「家族」という語を語り直すことが求められるのではないだろうか。

この点について、ピースタの『教えることの再発見』における「教えるという出来事」のオルタナティブな選択を参照しておく。ピースタは同じくレヴィナスの「意味作用と意味」をふまえながら、「教えるという出来事」について、次のような別様の捉え方を提示している。

教えるということは、生徒が客体としてしか存在しないような権力の行使と秩序の確立という統制を目的とするものではなく、生徒の自我(エゴ)中心主義、つまりそれ自身とともにそれ自身のた

めにある存在が中断されることで、生徒が主体であることが呼び覚まされるものである (Biesta 2016=2017: 56=91、傍点は原著イタリック)

ピースタは、前節でみた“signification”の「文化的な多元性」の側面をふまえつつ、レヴィナスが「意味作用」に文化的・歴史的な相対主義に陥る側面を捉えている。そのうえでピースタは、「意味作用の行為において、生徒たちは彼ら自身であり続け、つねに彼ら自身へと回帰する」(ibid. 57=92)と捉えている。もちろん、ここまでみてきたレヴィナスの「意味作用」としての「語り直し」についても、相対主義に陥るような位相とは異なるあり方を問おうとしている。ピースタと共通するのは、「教えるということ」が相対主義となりがちな存在のあり方を中断すること、そのために学習者を学習者自身の外部へと引き出すという出来事として「教え(教育)」といういとなみを捉えようとする点である¹⁸。

「意味作用」としての「家族」の「語り直し」を、「十分な配慮」として学校教育における「家族」という語の言述に求めるのは、こうした「中断」とともに「他者との関わり」を位置づけなおすことをめざした「教え(ること)」という出来事を意味しているのである。

おわりに

ここまで、レヴィナスの思想における「家族」・「死者」・「意味(意味作用)」に関する議論を手がかりに、「家族」という語の言述が果たす「意味作用」の役割について検討してきた。そこから得られた論点を通じて示唆される、学校教育という場で「家族」という語の言述を用いることの意義と課題について、最後に確認する。

第1節でみてきたように、歴史的には「標準」とされるような「家族における血縁」は決して普遍的なものではなかった。しかし、社会のあり方が変化するなかで、生活空間の変化や社会のなかでの教育機能の変化に伴い、「家族」や「学校教育」の役割もまた変化してきた。その意味において、「近代教育は家族を不可欠の契機として抱え込んでいる」と捉えることはできる(森田 2017: 85)。

同様に、現代社会において生きていくうえで、「所

属感」が重要な要素となりうる¹⁹。例えば、冒頭でみた子どもの自殺予防対策の場面においても、多様な家族の状況を考慮する必要があるにもかかわらず、「家族とのつながり」を留保なく提示する状況が続いている²⁰。自らの家庭状況をめぐる「承認」やアイデンティティの形成など、「家族」や「血縁」をめぐるつながりは、人が生きていくうえで切り離すことが容易ではない。

だが、そのような状況を受けてなお、「家族」や「家庭」の役割や機能に、特定の「意味」を付与しながら言述されているという点については、学校教育にこそ最も「十分な配慮」が必要となる。冒頭で言及した「特別の教科 道徳」や家庭科のほかにも、例えば、性教育における生殖行為のあり方や家族の系譜を探るような学習活動においては、その言述そのものが学習者にどのようなメッセージを伝えているかということに、十分な検証と改善が必要である²¹。また、家族を含む他者の死に関する内容を扱う場面において、第3節でみた「埋葬」のように、死を知解可能なものにしてしまうことは、死者を享受する対象として同化することになり、第6節でみたような学習者の「自我中心主義」という形で自己への回帰に留まらせてしまうことになりかねない²²。

特定の「意味」を付与すること、そこに何かしらの「本来性」や「普遍性」をみてとろうとすることに、教師や大人は留意が必要となる²³。だがそれは、単に「多様な人びとがいる²⁴」という相対主義に陥るような「学び」を提供することを意味しているのではない。「家族」という語を言述することによって、「どのような他者がいるのか」、「人が被る生きづらさ（不条理な苦しみ）をどう自分事（自らの苦しみ）として引き受けるのか」といった「他者との関わり」を通して、学習者の外部に学習者を引き出すような出来事に遭遇する「教え」が必要となる。

それゆえに、学校教育で「家族」という語を言述することへの留意は、「その言葉を取り扱わない」ことを意味するのではない。そうではなく、「家族」という概念を「多義性が現出する出来事」として「語り直す」ことが、教師や大人に求められるのである²⁵。それが、「家族」について学校教育で取り扱う場合の「十分な配慮」であり、大人や教師が「家族」という概念を取り扱うことの意義である。

以上のように本稿では、学校教育において「家族」

という語を言述することの役割、すなわち「意味作用」について検討してきた。本稿でみてきたような「多義性が現出する出来事」が、どのような実践として各教科や教科外の領域で展開しうるのか、そしてその実践が学習者にどのような影響を与えるのかという点については、今後の検証を俟つ必要がある。

また、本稿で取り上げた「意味」に関連する概念については、レヴィナスの思想に関わるフッサールや、デリダなどの諸概念と併せて検討することで、「家族」という語を言述するうえでの「他者との関わり」を、より多角的な観点から問い直すことが可能になるだろう。加えて、第4節でみた「苦しみ」の引き受けについて、それをすべて引き受けることは現実的ではないとされつつも、その苦しみの引き受けるためにどのようなあり方が求められるかという点についても、「家族」という関係性のなかでの「他者との関わり」を問い直すうえで検討する余地がある。以上のことが、学校教育という場で「家族」という語の言述を用いることに関する課題として挙げられる。

本稿を端に発したこれらの課題については、機を改めて検討したい。

付記

本研究は、JSPS科研費（20K13990）の研究成果の一部である。

凡例

レヴィナスの著作からの引用については以下の略号を記し、スラッシュの後に邦訳の頁数を示した。訳については既刊の邦訳を参照し、適宜改訳した。[]内は初出の年を示す。

AE : *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, La Haye, Martinus Nijhoff, 1991 [1974]. = 1999『存在の彼方へ』（合田正人訳）、講談社学術文庫

DMT : *Dieu, la mort et le temps*, Paris, Grasset, 1993. = 1994『神・死・時間』（合田正人訳）法政大学出版社

EN : *Entre nous. Essais sur le penser-à-l'autre*, Paris, Grasset, Le Livre de Poche, 2019 [1991]. = 1993『われわれのあいだで』（合田正人訳）、

法政大学出版局

HAH : *Humanism de l'autre homme*, Montpellier, Fata Morgana, Le Livre de Poche, 2021 [1972]. = 1990『他者のユマニズム』(小林康夫訳) 水声社

TI : *Totalité et infini. Essai sur l'extériorité*, La Haye, Martinus Nijhoff, 1980 [1961]. = 2005, 2006『全体性と無限』(上・下)(熊野純彦訳)、岩波文庫

注

¹ 道徳教科書における家族像の特徴の分析については、笠原(2018)を参照されたい。なお、笠原が用いる「標準家族」は、「夫婦と子供二人の四人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主一人だけの世帯に限定したもの」という総務省の定義にもとづいている。また、こうした「標準家族」がもたらす影響は、教育現場だけに限ったことではない。例えば上野加代子は、子育て支援の行政の現場では、児童虐待のリスクアセスメントが女性に照準されていることなどから、「完璧な形で育児に備える女性を核とした子育て〔標準〕家族像」(上野 2022 : 84、〔 〕内は引用者)が強まってきたと指摘する。

² 池谷壽夫は、新自由主義の問題点として、「現実には福祉の削減により家族を壊しておきながら、伝統的な家族をあくまでも基礎的な単位として位置づけ、女性に新自由主義的男性主体を補佐する役割、新自由主義的母性を求める」点を指摘している(池谷 2018、1頁)。また、木村涼子は改正教育基本法の第10条にある「家庭教育」に関して、文部科学省のホームページで公開されている英訳と児童の権利条約の外務省訳とを対照させてみたとき、「親」でよい箇所についても「父母」と訳しておくことで、それが「標準的で望ましい家族像に当てはまる」ことを強調させるねらいをみてとっているほか、「父母」となっている箇所を、英訳では“mothers”を先頭にしている点に、「母親に最も重要な責務を負わせる発想」をみてとっている(木村 2017 : 42-43)。

³ 岡野八代は、ヘーゲルがみる「個々の利害対立を解消するための法制度が整備される市民社会」と「個人の自由と共同体の理念が一致するような政

治制度を備えた国家」という共同体の違いを指摘したうえで、「家族・市民社会・国家といった三つの異なる共同体が社会を構成し、それぞれにふさわしい道徳観念は、愛情・権利・連帯といった具合に異なっている」というヘーゲルが提起した発想が、政治思想において現在も主流を占めていると指摘している(岡野 2009 : 40)。

⁴ 上野(2009)が「家族(のようなもの)」と表現しているのは、「家族」の構成要素にペットや死者との関係や、メタファーも含まれるためである。

⁵ 家族を多様な親密性の一形態とみなすことで、家族について別様に思考する可能性や、親密な関係に関する非規範的なあり方、家族の多様性の重みづけとなる条件などといった、「家族」をめぐる哲学的な検討については、藤田・宮野編(2016)所収の諸論考を参照されたい。

⁶ 家族に関する語彙群は、渡名喜庸哲が指摘するように『全体性と無限』以降、登場の頻度が少なくなる。この点については渡名喜による解釈が参考となる(渡名喜 2021 : ff.437)。また、後期思想において「母性」や「母胎」といった用語が登場するが、これについては中真生が明らかにしているように、これらの概念もまた「産むもの」として、そして「生むもの」として人間そのものの存在のあり方をみようとするものと捉えることができる。中は、この議論が「生まれたもの」として、すなわち「被造性」の観点から人間をみることと無関係ではないと指摘する(中 2021 : 41)。なお、拙稿(2013a)では、「家族」に関する語彙群として「子ども」(enfant)に着目しながら、「多産性／繁殖性」との関係を検討している。ただし、この論については、近代における「子ども」観と比較するなど、「子ども」という主体のありようを検討している点で、レヴィナスの思想から飛躍した解釈も含まれている。

⁷ この点についてレヴィナスの立場は、石山(2014)や渡名喜(2021)が着目するローゼンツヴァイクのそれとは異なりをみせる。すなわち、ユダヤ教論としてローゼンツヴァイクにみられるような血縁による共同体のつながりをもとにした「永遠性」とは異なる形として、レヴィナスは「自己同一性というより抽象的な次元における連続性」(石山 2014 : 73)という観点から、真理を永遠と

- するものとしての自己同一性を問題としている。
- ⁸ Ciocanら (2005) によると、『神・死・時間』(1993)の次に「家族」という語彙が頻出するのは、『困難な自由』(1976)においてである。『困難な自由』ではユダヤ教に関する論考が所収されており、これらのなかでの「家族」の論じられ方については、機を改めて検討する必要がある。
- ⁹ 本節および次節で検討する「死者」と生者との関わりについて、拙稿 (2013b) では、「埋葬」や「無意味から意味への反転」に加え、「復活」という観点からの検討をおこなっている。
- ¹⁰ 『精神現象学』のこの箇所について、訳者である熊野純彦は「低次の個性性」の例として「鳥獣など」を、「抽象的な質料 (元素)」として「大気や水分」などを挙げている (ヘーゲル 2018: 29)。
- ¹¹ とりわけ、死者にとっては無意味であり続ける。だが、この苦しみを病いにある者が抱える場合を想定すると、必ずしも無意味のままであり続けるのではないのではないかという疑問も残る。
- ¹² 「pour」という前置詞が、「～によって」「～のために」「～に代わって」という複数の意味を含意しており、『存在の彼方へ』を中心とする後期思想では、「身代わり」(substitution) を含む論として展開される (AE 146/266)。
- ¹³ この点に関連して、村上は次のように述べる。「死者は必ずしも死体ではない。たとえば親しい人の遺体は恐ろしいものではない。遺体は死体ではない。たとえ想像的なものだったとしてもコミュニケーションは続けられる」(村上 2012: 57)。ここで村上の言う「遺体」とは、ヘーゲルを援用したレヴィナスの言葉を借りるならば、葬儀や埋葬の対象となり元基へと回帰される「死者」と捉えることができるだろう。
- ¹⁴ レヴィナスの思想を〈他者〉論として捉え、「他者を論じるためにふさわしい方法とは何か」という方法面の問いに着目しながら、教育学とレヴィナス〈他者〉論の関係可能性について検討したものと、安喰 (2021) を参照されたい。安喰が示した方法面の問いとして、「具体化」、「反時間性」、「隠喩」、「誇張法」、「中断」といったレヴィナスの言語的諸特性を取り上げているが、第4節でみた「無意味から意味への反転」は「誇張法」と、第5節でみる「意味作用」は「中断」とそれぞれ関わりがあるものと捉えられる。
- ¹⁵ ビースタの『教えることの再発見』の訳注において指摘されているように、英訳では“meaning”という語が、“signification”の訳語にあてられる場合がある (Biesta 2017=2018: 47=74、ビースタ自身がこの論文を取り上げる際には、原語と同じ“signification”を用いている)。また、重松は、“signification”にあてられる訳語について、次のように整理している。「しかし、「意義」は「意味」と形の上で区別しただけのことであるし、また「意味作用」「指意作用」についても適切な邦訳語であるかは疑わしい。なぜなら、「意味作用」と「意味」との間に語形上推定される関係はフランス語のsignificationとsensの間には存在しないし、また「指意作用」はindicationに対応する日本語と考えたほうが語源的にも適切だからである」(重松 2010: 31)。
- ¹⁶ 重松は、「意味」を表す“sens”はラテン語の“sensus”に、「方向」を表す“sens”はゲルマン語で「道」「方向」を意味する“sen”に由来していることから、語源が異なっていると指摘している (重松 2010: 32)。また、この“sens”については「感覚」という訳語があてられる場合もあり、重松はレヴィナスの思想において、「言語的なsignificationとの対比以上の問題」であると指摘する (同上書: 43)。なお、“sens”のドイツ語にあたる“Sinn”に関して岡本哲雄は、フランク (Viktor E. Frankl 1905-1997) の「意味」の用語について検討する際、フランクの“Sinn”は、英語では“meaning”に置き換えられたゆえに、「英語の著作や翻訳からのみ理解しようとするれば、フランクが〈意味〉に込めた真意を読み取るのが難しくなる傾向がある」と指摘している (岡本 2022: 38)。
- ¹⁷ これに対し、フランクが「ロゴセラピー=実存分析」において定義する〈意味 (Sinn)〉には、「そのつどの状況の中に隠れている、他ならぬその人に感受され、実現されるのを待ちわびている唯一無二の可能性」(岡本 2022: 36) という意味合いがみられるなど、「意味」という語の多義性についても検討が必要となるが、その点は機を改めて検討したい。
- ¹⁸ 学習者の外部に学習者自身を引き出すという形で

展開される「教え」(enseignement) といういとなみをめぐって、拙稿(2016)では、レヴィナスの「聞く」(entendre) こと、および「師」のあり方に着目しながら、「教え」が非暴力的にはたらく可能性とその条件について検討している。

¹⁹ ジョイナーは「自己負担感の知覚」(perceived burdensomeness) と「所属感の欠落」(failed belongingness) という対人関係に関連した心理状態から生じた自殺願望と「自殺ができる身についた潜在能力」(those who are capable of suicide) が揃った場合に、自殺が可能になると捉えている (Joiner 2005: 138)。

²⁰ 太刀川弘和は、ゲートキーパーの対応手順において、「家族、親族など本人とつながりのある者」に本人の状態を話してつなげることを挙げている。そのうえで、つながりの障害のタイプとして、過去の個人のとつながりや現在の個人のとつながりの現実的問題に、虐待や家族の不和などを挙げているものの、医学モデルにもとづく治療的対応に限定されており、対応に関する留意については述べられていない (太刀川 2019: ff.137)。また、児童思春期の自殺行動成長モデルにおいても、「家族のつながり」などが自殺の保護因子となりうる」と指摘している (同上書: 157)。

²¹ 木村(2016)は、性教育のなかに登場する「愛にもとづいた生殖のための行為へと粹付けするメッセージ」は、「異性の両親がそろっていること、それが家族の基本形である」というメッセージとして伝わるだけでなく、暗黙のうちに同性愛を排除する表現にもなると指摘する (木村 2016: 257)。

²² 学校教育のなかで「死」について取り扱う際の留意点に関して、レヴィナスの「第三者」(le tiers) 概念を手がかりに検討したものとして、拙稿(2017)を参照されたい。

²³ 岡本は、「価値不確実の時代では、教育の意味は文脈依存的であり、そのことに無自覚に「意味ある理想」を掲げられたとしても、文脈によっては、それがそのまま、偽善や暴力にもなることはよくある」と述べ、今日の教育行政が発信する「生きる力」「心の教育」等のスローガンの落とし穴として、そのような「「本来性」の称揚」をめぐる問題点をみてとっている (岡本 2022: 296)。ま

た、牟田和恵は、政治的な文脈において語られる「家族」の語りを「神話」と捉えたうえで、次のように指摘する。「現代の私たちが素直に思い浮かべるそうした「善き家族」「素晴らしい家族」は、たとえ実現されたとしても、いや、実現されるときにこそ、私たちから多くを奪い、失わせる。夫婦や親子の間での情愛や温かさをもっとも善きものとみなし血縁や性愛のつながりを絶対視することは、よりひろい人々とつながる可能性を阻害し、多様な人々の中で力強く生きる術を学ぶ機会を奪う」(牟田 2018: 26-27)。

²⁴ 教室のなかにいる「多様な子ども」の例として、木村は、「オールドカマー／ニューカマーの子ども、日本の「伝統」や「文化」の中にある「らしさ」のステレオタイプに違和感をおぼえる子ども、「普通」とされる家族をもたない子ども、施設などで育つ子ども、セクシュアル・マイノリティの子ども、身体の弱い子ども、自己主張が苦手な子ども」などを挙げている (木村 2017: 26)。

²⁵ 本稿でみた「多義性が現出する出来事」としての「語り直し」といういとなみは、国語科教育においては「語彙の質を充実させる」という学習活動や言語感覚の育成など、「言葉による見方・考え方」を働かせるような学習活動として、具体化される可能性がある。性をめぐる多様な見方・考え方について国語科教育を通じて探究する原理として、永田(2022)を参照されたい。

参考文献

- Biesta G. J. J. 2017 *The Rediscovery of Teaching*, Routledge.
= 2018『教えることの再発見』(上野正道監訳) 東京大学出版会
- Ciocan, C., Hansel, G. 2005 *Levinas Concordance*, Dordrecht, Springer.
- Joiner, T. 2005 *Why People die by Suicide*, Harvard University Press.
- 安喰勇平 2022『レヴィナスと教育学——他者をめぐる教育学の語りを問い直す』春風社
- 池谷壽夫 2018「焦点としての「家族」——新自由主義と家族像」『季刊 人間と教育』(98) 旬報社、1頁
- 石山晃一郎 2014「レヴィナス『全体性と無限』における「家族」論の射程——ローゼンツヴァイクとの共鳴関係のなかで——」『東京大学宗教学年報』(31)、67-82頁
- 上野加代子 2022『虐待リスク——構築される子育て標準家族』生活書院
- 上野千鶴子 2009「家族の臨界——ケアの分配公正をめぐって

- て」、牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社、2-26頁
- 岡野八代 2009「家族からの出発——新しい社会の構想に向けて」、牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社、33-63頁
- 岡本哲雄 2022『フランクルの臨床哲学——ホモ・パティエンスの人間形成論』春秋社
- 笠原昭男 2018「道德教科書にみる家族像」『季刊 人間と教育』(98) 旬報社、60-67頁
- 木村涼子 2016「ジェンダー秩序をめぐる教育のポリティクス」、小玉重夫編『学校のポリティクス(岩波講座 教育 変革への展望:6)』岩波書店、241-264頁
- 2017『家庭教育は誰のもの? —— 家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波書店
- 久保原大 2021『血のつながりと家族のかたち——わたしたちが血縁を意識するとき——』見洋書房
- 重松健人 2010「レヴィナスにおけるsignificationと他性」『宗教哲学研究』(27)、30-43頁
- 志田未来 2021『社会の周縁を生きる子どもたち——家族規範が生み出す生きづらさに関する研究』明石書店
- 太刀川弘和 2019『つながりからみた自殺予防』人文書院
- 渡名喜庸哲 2021『レヴィナスの企て——『全体性と無限』と「人間」の多層性』勁草書房
- 中真生 2021『生殖する人間の哲学——「母性」と血縁を問いなおす』勁草書房
- 永田麻詠 2022『性の多様性と国語科教育——言葉による見方・考え方を働かせる授業づくり』明治図書
- 福若真人 2013a「レヴィナス思想における「子ども」の意味——過去・現在・未来を貫く〈善さ〉——」『京都大学大学院教育学研究科紀要』(59)、333-345頁
- 2013b「「語り」による「死者」と「生き残った者」の関わり——レヴィナス思想における「埋葬」と「復活」を手がかりにして——」『人間社会学研究集録』(8)、45-65頁
- 2016「「聞くこと」の他動性と「行うこと」の先行性——レヴィナス思想における非暴力的な「教え」の可能性と条件——」『教育哲学研究』(113)、112-129頁
- 2017「教えに現れる死者がもたらすもの——レヴィナス思想における「第三者」を手がかりにして——」『学ぶと教えるの現象学研究』(17)、63-73頁
- 藤岡俊博 2014『レヴィナスと「場所」の倫理』東京大学出版会
- 藤田尚志・宮野真生子編 2016『家族——共に生きる形とは? ——(愛・性・家族の哲学:3)』ナカニシヤ出版
- ヘーゲル G. W. F. 2018『精神現象学(下)』(熊野純彦訳) ちくま学芸文庫
- 本田由紀・伊藤公雄編 2017『国家がなぜ家族に干渉するのか——法案・政策の背後にあるもの』青弓社
- 松本俊彦 2014『自傷・自殺する子どもたち』合同出版
- 牟田和恵 2018「いまなぜ家族か——「家族」を強くするのは何か」『季刊 人間と教育』(98) 旬報社、20-27頁
- 村上靖彦 2012『レヴィナス——壊れものとしての人間』河出書房新社
- 森田伸子 2017「家族」、教育思想史学会編『教育思想事典(増補改訂版)』勁草書房、83-85頁
- 文部科学省 2021「令和2年 児童生徒の自殺者数に関する基礎資料集」
(https://www.mext.go.jp/content/20210216-mxt_jidou01-000012837_009.pdf) (最終アクセス日:2022年11月6日)
- 弓削尚子 2021『はじめての西洋ジェンダー史——家族史からグローバル・ヒストリーまで』山川出版社